

【職業紹介手数料表および返戻金制度に関する規程】

第 1 条(目的)

本規程は、職業紹介事業における求人企業に対する紹介手数料の算定および、採用後の返戻金制度について定め、明確かつ公正な取引を行うことを目的とする。

第 2 条(手数料の基本構造)

1. 紹介手数料は、採用された求職者の想定年収(税込)に対して、一律 30%(税別)の料率により算出するものとする。
2. 想定年収とは、内定通知書、労働条件通知書その他これに準ずる書面に記載された年収額を指すものとする。月額給与×12 か月分に賞与等を加算した金額とする。

第 3 条(手数料の請求時期)

1. 紹介した求職者が求人企業にて採用決定・入社した時点で、手数料を請求する。
2. 支払期限は、請求書発行日から 30 日以内とする。

第 4 条(返戻金制度の不適用)

1. 求職者が入社後に自己都合または会社都合により退職した場合であっても、いかなる理由においても返戻金は発生しないものとする。
2. 求人企業は、当社に対して支払済みの紹介手数料について、返金・減額・補償等を一切請求できないことをあらかじめ承諾する。

以上